

赤穂市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月5日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第54号

赤穂市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

赤穂市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和7年赤穂市訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号ウ中「第33条の10」を「第33条の10第1項」に改める。

付 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。